

2025 年 8 月 22 日

各 位

SBI ホールディングス株式会社
SBI VC トレード株式会社
Ripple Labs Inc.
Standard Custody & Trust Company, LLC.

SBI グループと Ripple（リップル）が RLUSD を
日本で発行・流通させるための基本合意書を締結



**SBIグループとRipple（リップル）が
RLUSDを日本で発行・流通
させるための基本合意書を締結**

SBI ホールディングス株式会社（本社：東京都港区、代表取締役会長兼社長：北尾 吉孝）の連結子会社で暗号資産交換業を営む SBI VC トレード株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：近藤 智彦、以下「SBI VC トレード」）は、エンタープライズ向けブロックチェーンおよび暗号資産ソリューションのリーディングカンパニーである Ripple Labs Inc.（本社：米国・サンフランシスコ、CEO：ブラッド・ガーリングハウス、以下「リップル」）の傘下でステーブルコイン関連事業を展開する Standard Custody & Trust Company, LLC.（本社：米国・ニューヨーク、CEO：ジャック・マクドナルド）と、米ドル建てステーブルコイン「Ripple USD（RLUSD）」を日本で発行・流通させるための基本合意書を締結したことを、お知らせいたします。

世界のステーブルコイン市場は現在約 3,000 億ドル規模とされ、今後数兆ドル規模に拡大すると見込まれています。グローバルな金融インフラにおいてステーブルコインが重要な役割を担っていく中、今後の普及はユースケースの拡大と機関投資家の需要増大によって牽引されると予想されています。

RLUSD は、コンプライアンスと透明性を重視した信頼性の高いエンタープライズ向けステーブルコインです。米ドル預金、米国短期国債、その他の現金同等物など高品質な準備資産によって 100%裏付けられており、第三者会計事務所による月次の検証を受けています。こうした規制遵守に向けた明確な取り組みが、RLUSD を他のステーブルコインと差別化し、機関投資家が求める高い安全性を提供しています。

SBI VC トレードは、今年度内を目途に RLUSD の一般取扱い開始を目指します。

SBI VC トレード 代表取締役社長 近藤 智彦によるコメント：

「SBI グループはこれまで、日本における暗号資産・ブロックチェーン分野の発展をリードしてまいりました。当社は 2025 年 3 月に国内で初めて電子決済手段等取引業者を取得、ステーブルコインの取り扱いを始めました。

今回の RLUSD の導入は、日本市場におけるステーブルコインの選択肢を広げるだけでなく、信頼性と利便性を大きく前進させるものであり、金融とデジタル技術の融合をさらに加速させる重要な一歩です。今後もリップルと共に、安全で透明性の高い金融インフラの構築に取り組んでまいります。」

リップル ステーブルコイン部門 シニア・バイスプレジデント ジャック・マクドナルド氏によるコメント：

「SBI グループとのパートナーシップは、単なる技術連携にとどまらず、信頼性が高くコンプライアンスに準拠した金融の未来を共に築く取り組みです。今回、SBI VC トレードにおける RLUSD のローンチは、大きな前進です。RLUSD は、伝統的な金融と分散型世界を結ぶ真の業界標準となるように設計されています。この取り組みが、日本におけるステーブルコインのユースケース拡大を促進するとともに、市場全体の新たなベンチマークになると確信しています。」

■リップルについて

リップルは、金融機関向けデジタル資産インフラのグローバルリーディングプロバイダーです。効率性の向上、取引コストやオペレーション上の摩擦の低減、そして国際金融における持続的なイノベーションを実現するため、規制に準拠した信頼性の高いソフトウェアソリューションを提供しています。リップルのソリューションは、高速・低コストかつ高いスケーラビリティを備えた取引を可能とするよう設計された XRP Ledger およびネイティブデジタル資産 XRP を基盤としています。

また、リップルは、世界各国の規制当局や政策立案者との協働において豊富な実績を有し、その知見を活かしながら、決済・カストディ・ステーブルコイン領域におけるソリューションを展開しています。これにより、デジタル資産経済の発展を先導し、エンタープライズ・ブロックチェーン分野において信頼と信用を確立してきました。リップルは、顧客、パートナー、そして開発者コミュニティと共に、世界における価値の保存・交換・移転の在り方を根本から変革してまいります。

■SBI VC トレードについて

SBI VC トレードは、「暗号資産も SBI」のスローガンのもと、国内最大級のインターネット総合金融グループである SBI グループの総合力を生かし、暗号資産取引におけるフルラインナップサービスを提供しております。暗号資産交換業者・第一種金融商品取引業者・電子決済手段等取引業者として高いセキュリティ体制のもと、暗号資産の売買にとどまらない暗号資産運用サービスや法人向けサービスの展開、さらにステーブルコインのユーエスディーシー（USDC）の国内初の取扱い開始など、「顧客中心主義」に基づく革新的なサービス・ビジネスを創出してまいります。

公式サイト：<https://www.sbivc.co.jp/>

X（旧 Twitter）：https://x.com/sbivc_official

以上

（SBI VC トレード株式会社）

＜暗号資産及び電子決済手段を利用する際の注意点＞

暗号資産及び電子決済手段は、日本円、ドルなどの「法定通貨」とは異なり、国等によりその価値が保証されているものではありません。

暗号資産及び電子決済手段は、価格変動により損失が生じる可能性があります。

外国通貨で表示される電子決済手段については、為替レートの変動により、日本円における換算価値が購入時点に比べて減少する可能性があります。

暗号資産及び電子決済手段は、移転記録の仕組みの破綻によりその価値が失われる可能性があります。

当社が倒産した場合には、預託された金銭及び暗号資産及び電子決済手段を返還することができない可能性があります。

暗号資産及び電子決済手段は支払いを受ける者の同意がある場合に限り、代価の支払いのために使用することができます。

当社の取り扱う暗号資産及び電子決済手段のお取引にあたっては、その他にも注意を要する点があります。お取引を始めるに際してはサービスごとの「サービス総合約款」「暗号資産取引説明書（契約締結前交付書面）」「電子決済手段取引説明書（契約締結前交付書面）」等をよくお読みのうえ、取引内容や仕組み、リスク等を十分にご理解いただきご自身の判断にてお取引くださるようお願いいたします。

秘密鍵を失った場合、保有する暗号資産及び電子決済手段を利用することができず、その価値を失う可能性があります。

商号： SBI VC トレード株式会社
第一種金融商品取引業： 関東財務局長（金商）第 3247 号
暗号資産交換業： 関東財務局長 第 00011 号
電子決済手段等取引業： 関東財務局長 第 00001 号
加入協会： 一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会（会員番号 1011）

本プレスリリースに関するお問い合わせ先

SBI VC トレード株式会社 企画営業部 03-6229-1166